

遺産目録

1. 相続財産（プラスの財産）

2. 債務・葬式費用（マイナスの財産）

生命保険金のうち受取人が指定されたものは受取人固有の財産とされ、遺産分割の対象には含めないのが原則です（相続税では「みなし相続財産」として課税対象になり、相続人が受け取る場合は500万円×法定相続人の数が非課税です）。分割対象と課税対象のどちらの欄かを備考に書き分けてください。